

役員変更登記をしないまま放つておくと…

過料(罰則金)がかかったり 解散になってしまふこともあります



株式会社の場合
任期(最長10年)ごとに
役員の変更登記が必要です!

こんなときに役員変更登記が必要です

- ① 役員が「就任」したとき
- ② 役員が「重任」したとき
- ③ 役員が「辞任」したとき
- ④ 役員が「退任」したとき
- ⑤ 役員が「死亡」したとき
- ⑥ 役員を「解任」したとき
- ⑦ 役員が会社法所定の
「欠格事由」に該当したとき

[役員変更登記に必要になるもの]

- 「登記申請書」

その他、場合に応じて

- 「株主総会議事録」
- 「取締役会議事録」または「取締役の決定書」
- 「就任承諾書」
- 住民票等の「本人確認証明書」
- 「辞任届」
- 「定款」
- 「印鑑届書」
- 「印鑑証明書」など



また
**「株主リスト」も
必要になりました**

株主総会の決議又は総株主の同意が必要な登記を申請するときには、議決権総数の3分の2に達するまでの人数の株主(11名以上の場合は上位10名の株主)の

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所
- (3) 株主ごとの株式の一人議決権の数
- (4) 株主ごとの議決権割合

を証する書面(株主リスト)の添付
が必要になりました。

※役員の変更のほか、右のページにある商号や
目的の変更、増資の場合にも必要です。

その他の
株式会社
変更登記の例

商号(社名)
を
変更した
場合

目的(業務内容)
追加・変更した
場合

本店
移転
(引っ越し)
をした場合

代表取締役の
住所・氏名
を変更した
場合

増資
をした場合

会社の登記のことなら
お近くの司法書士に
ご相談を

